

浜松市脱炭素経営設備導入 支援事業の手引き

浜松市
カーボンニュートラル推進事業本部

令和6年6月

目 次

1	本事業の概要	
	(1) 本事業の目的	2
	(2) 補助金概要	
	①補助対象事業	2
	②補助対象設備	2
	③補助対象者	3
	④補助対象経費	5
	⑤補助金の算出方法	6
	(3) 主要な手続き	7
2	補助金の交付申請手続き	
	(1) 交付の申請	
	①申請受付期間	8
	②交付申請の提出書類	9
	③「GHG排出量算定ツール等を用いた削減計画」について	14
	④提出方法	14
	(2) 補助金交付決定	15
3	交付決定後の手続き	
	(1) 補助対象事業の実施	
	①事業の実施期限	16
	(2) (該当する場合のみ) 変更承認申請	16
	(3) 実績報告書及び請求書	
	①提出期限	16
	②実績報告の提出書類	17
	③請求書の提出	18
	④提出方法	18
	⑤注意事項	18
4	補助金支払後の手続き	
	(1) 補助金の取消や返還等	19
	(2) 補助金の経理	19
	(3) 処分の制限について	19
	(4) 事業報告書の提出	21
	別紙「設備の要件」	22

1 本事業の概要

(1) 本事業の目的

浜松市では、地域企業における脱炭素経営のトップランナーを創出し、その取り組みを横展開することで「脱炭素経営ドミノ」を起こすと共に、産業競争力を強化し、企業の持続的な成長につなげるため、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ・省エネ設備の導入に対して補助金を交付する。

(2) 補助金概要

① 補助対象事業

補助金の補助対象となる事業は、次に掲げるアとイの要件を満たす必要があります。

ア 次に掲げる設備のうち、少なくとも1つ以上は設置する事業であること。

- ・太陽光発電設備（第三者所有での導入も可）
- ・定置用蓄電池
（第三者所有での導入も可、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備に限る）
- ・高効率空調設備
- ・高効率照明設備

イ 次に掲げる事業ではないこと。

- ・中古品の設置、修繕その他これらに類するもの。
- ・予備品の設置、その他これらに類するもの。
- ・技術開発、実証事業その他これらに類するもの。
- ・交付決定の通知前に工事契約及び設置工事に着手しているもの。

② 補助対象設備

補助金の補助対象となる設備は、次に掲げる設備になります。

要件の詳細については別紙「設備の要件」を確認ください。

ア 太陽光発電設備

次に掲げる主な要件のほか、別紙「設備の要件」を全て満たすこと。

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW以上であること。
- ・導入する再エネ発電設備で発電して需要家の敷地内で消費する電力量を当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。

イ 定置用蓄電池

次に掲げる主な要件のほか、別紙「設備の要件」を全て満たすこと。

- ・本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ・原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

- ・次に定める価格以下の蓄電システムであること。
 - 家庭用（4,800Ah・セル未満）：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）
 - 業務用（4,800Ah・セル以上）：16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）
- ※kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てて算定する。

ウ 高効率空調設備

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・既存設備からの更新導入であること。
- ・従来の空調機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。

エ 高効率照明設備

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・既存設備からの更新導入であること。
- ・調光制御機能を有するLEDであること。

③ 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助対象者」という）は、次に掲げる事項を満たすものとします。「太陽光発電設備、定置用蓄電池」を導入する場合と「高効率空調設備、高効率照明設備」を導入する場合と補助対象者が異なりますので、ご注意ください。

ア 太陽光発電設備、定置用蓄電池

（自己所有の場合）

市内に所在する事業所に対象設備を導入する者で、次のいずれかに該当する者

（第三者所有による場合）

対象設備の設置費用を負担する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- ・民間企業及び個人事業主
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ・私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人
- ・前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

イ 高効率空調設備、高効率照明機器

市内に所在する事業所に対象設備を導入する者で、次のいずれかに該当する者ただし、導入方式は自己所有に限る。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人

- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- ・ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人
- ・ 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

●留意事項

中小企業基本法第2条第1項に規定する者（以下、「中小企業」という）と、それ以外の民間企業（みなし大企業）が対象設備を導入する場合、対象設備の補助対象内外について、以下の表のとおり整理されます。

対象設備	中小企業が導入	中小企業ではない民間企業が導入
太陽光発電設備 定置用蓄電池	対象	対象
高効率空調設備 高効率照明設備	対象	対象外

ウ 補助対象者（第三者所有による場合は、設置事業所の事業者を含む）は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ・ 市区町村税の滞納がないこと
- ・ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- ・ 次の a から e のいずれかに該当しないこと
 - a 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - b 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - c 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - d 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - e 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
- ・ 対象設備に対して、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する者ではないこと

エ 対象設備を設置する事業所の事業者は、次のすべての要件を満たす温室効果ガス排出量削減計画を策定する者とする。

- ・対象設備を設置する事業所の温室効果ガス排出削減目標について、次の a 又は b のいずれかを設定すること
 - a 温室効果ガス排出削減目標が、令和 1 2 年度時点において平成 2 5 年度比 5 3 % 以上又は令和 5 年度比 2 1 % 以上
 - b 電気由来の温室効果ガス排出削減目標が、令和 1 2 年度時点において平成 2 5 年度比 5 5 % 以上又は令和 5 年度比 2 8 % 以上
- ・対象設備を設置する事業所の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組について、年度ごとに示されていること

④ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費であり、対象設備を導入する際に直接必要となる設備装置等の購入や設置に係る工事等に関する費用になります。

(詳細は交付要綱 別紙「補助対象経費」を参照)

- ア 工事費 (本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)
- イ 設備費
- ウ 業務費
- エ 事務費

●留意事項

- ・設備費、工事費について

エネルギー起源 CO₂ の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り対象となり、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外です。

- ・補助対象外経費の一例

本補助金への申請手続きに係る経費 (振込手数料等)

各種税金 (消費税や収入印紙等)

各種申請・届出等に係る費用

既存設備の撤去・移設費

(当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む)

建物の躯体の一部となるような基礎工事

事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費

補助対象外の直接工事に相当する間接工事費 等

※補助対象の判断に迷う場合はお問合せください。

⑤ 補助額の算出方法

補助金の交付額は、下表のとおりになります。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

申請状況によって、補助額が変更となる場合があります。詳細は8ページをご覧ください。

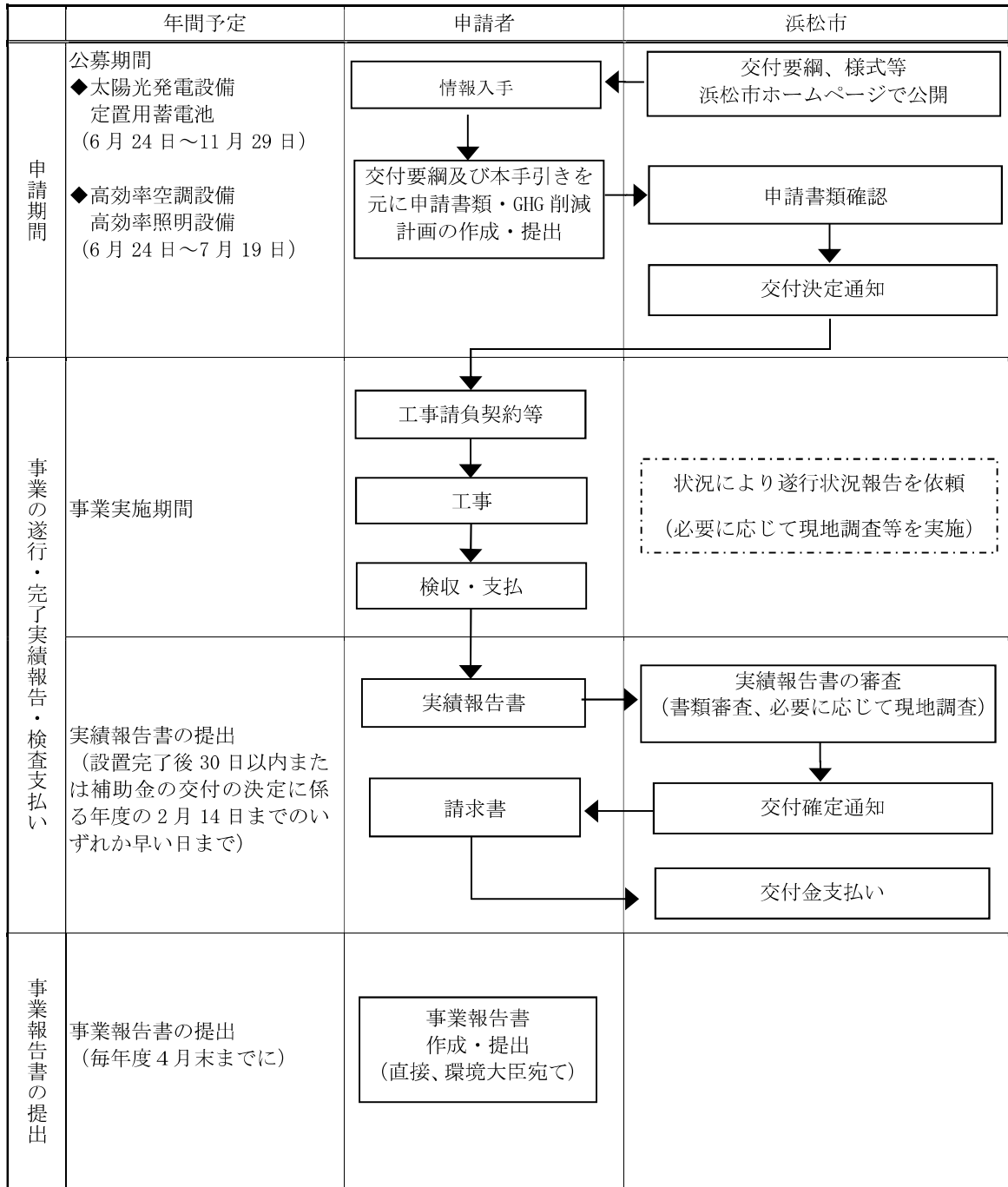
対象設備	補助率・補助額
太陽光発電設備	次の額とする。 ・発電出力 (kW) ×60 千円/kW 以内 ----- ・発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方 ・kW 単位の小数点以下は切り捨てとして扱う
定置用蓄電池	・補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額以内
高効率空調設備	・補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額以内
高効率照明設備	・補助対象経費に 1 / 2 を乗じて得た額以内

※上記の補助率・補助額を上限として、予算の範囲内で補助金を交付する。

●留意事項

本補助金は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の交付を受けて実施しているため、国費を原資とする補助金との併用はできません。

(3) 手続きの流れ



2 補助金の交付申請手続き

(1) 交付の申請

① 申請受付期間

※補助対象設備によって、申請受付期間が異なりますので、ご注意ください。

ア 太陽光発電設備、定置用蓄電池

令和6年6月24日（月）から令和6年11月29日（金）まで

イ 高効率空調設備、高効率照明設備

令和6年6月24日（月）から令和6年7月19日（金）まで

●留意事項

- ・ 太陽光発電設備と定置用蓄電池は、予算の範囲内で先着順により受付します。

申請は、予算の範囲内で受付し、予算額を超える申請があった場合は申請受付期間であっても申請受付を締切ります。

- ・ 太陽光発電設備の補助財源について、原則、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」及び市財源を活用して補助（6万円/kW）を行いますが、申請多数により、市財源がなくなった場合には、環境省の交付金のみで補助（4万円/kW）を実施します。

- ・ 高効率空調設備及び高効率照明設備の申請については、申請受付期間において申請を受付します。

仮に、補助申請額の合計が予算額を超えた場合は、「P6_補助額の算出方法」に記載の金額を上限とし、予算額を補助申請額で按分した補助金額で交付します。

- ・ 申請受付期間外に提出された書類は、受け付けません。

② 交付申請の提出書類

No	提出書類	提出
第1号様式		
1	第1号様式	必須
2	第1号様式_別紙1	申請を第三者に委任する場合
3	第1号様式別紙2（事業計画書）	必須
4	第1号様式別紙3（対象設備要件チェックリスト）	必須
対象設備に関する資料【共通】		
5	見積書又は契約書（案）の写し等 ※対象設備の導入経費内訳並びに設置する事業所の住所、設置箇所及び工期が確認できること ※既設設備のものを除く	必須
6	配置図等 ※対象設備が確認できる図面等であること	必須
7	工程表（任意様式） ※契約時期、施工時期、支払時期等が分かるもの	必須
対象設備に関する資料【太陽光発電設備】		
8	新規導入の設備容量等が分かる書類 ※太陽光パネルの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値が分かるもの	必須
9	保証書等の写し ※既存の太陽光発電設備の公称最大出力が確認できること	既設設備がある場合
10	年間の想定発電量、年間の消費電力量、年間の想定売電量（売電を行う場合のみ）が分かる資料（任意様式）	任意
対象設備に関する資料【定置用蓄電池】		
11	新規の設備の仕様が分かる書類（任意様式） ※蓄電容量（kWh）及び電気容量（Ah・セル）が分かるもの	必須
12	（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であることが確認できる資料（任意様式）	家庭用蓄電池の場合
対象設備に関する資料【高効率空調設備】		
13	既存及び新規の設備の仕様が分かる書類（任意様式） ※各機器の定格能力（kW）及び消費電力（kW）が分かるもの	必須
14	既存設備と比較して30%以上省CO2効果が得られると確認できる書類（任意様式）	必須

浜松市脱炭素経営設備導入支援事業の手引き

No	提出書類	提出
対象設備に関する資料【高効率照明設備】		
15	既存及び新規設備の仕様が分かる書類（任意様式） ※調光制御機能を有する LED であることが分かるもの	必須
日付入り写真		
16	設置予定箇所	必須
17	既設設備の設置箇所	既設設備がある場合
補助事業者に関する資料		
18	設置事業所のGHG排出量算定ツール等を用いた削減計画（任意様式） ※交付要綱第5条第2項を満たすことが確認できる書類	必須
19	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し 又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書 ※浜松市から住民税を課税されている者がいない場合は提出不要	浜松市民の給与所得者を雇用している場合
20	市区町村税の納税証明書（直近1期分） ※全ての税目で未納額が無いことが分かる証明書等が分かる書類	市外に本社を有する事業者の場合
20	履歴事項全部証明書（3か月以内に発行したもの）	必須
21	会社概要を記載したパンフレット等	必須
第三者所有の場合の設置事業所の事業者に関する資料		
22	第1号様式別紙4	必須
23	第2号様式 市税納付・納入確認同意書及び暴力団排除に関する誓約書	必須
24	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書の写し ※浜松市から住民税を課税されている者がいない場合は提出不要	必須
25	市区町村税の納税証明書（直近1期分） ※全ての税目で未納額が無いことが分かる証明書等が分かる書類	市外に本社を有する事業者の場合
26	履歴事項全部証明書（3か月以内に発行したもの）	必須
27	会社概要を記載したパンフレット等	必須
その他		
28	その他市長が必要と認める書類	必要な場合

③「GHG排出量算定ツール等を用いた削減計画」について

次の要件を満たす温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という）を策定し、その内容が分かる資料を提出してください。

《削減計画に関する要件》

交付要綱 第5条第2項

対象設備を設置する事業所の事業者は、次の各号を満たす温室効果ガス排出量削減計画（以下「削減計画」という）を策定しなければならない。

（1）対象設備を設置する事業所の温室効果ガス排出削減目標について、次のア又はイのいずれかを設定すること

ア 温室効果ガス排出削減目標が、令和12年度時点において平成25年度比53%以上又は令和5年度比21%以上

イ 電気由来の温室効果ガス排出削減目標が、令和12年度時点において平成25年度比55%以上又は令和5年度比28%以上

（2）対象設備を設置する事業所の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組について、年度ごとに示されていること

※上記については、補助対象設備を設置する事業所における目標として満たしていることが要件になります（事業者全体での要件ではありません）。

◆「GHG排出量算定ツール等を用いた削減計画」の提出資料の例

- ・見本として、GHG 排出量算定ツール「しずおかGXサポート（取扱い：静岡銀行、浜松いわた信用金庫）」及び市独自で用意した温室効果ガス排出削減計画を一例として示しております。

「しずおかGXサポート」を活用いただき、提出書類としていただくことは差支えありません。また、市独自で用意した温室効果ガス排出削減計画については、ホームページに記載例とともに掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

- ・他のGHG 排出量算定ツールを活用する場合でも、以下の内容を確認できる場合は、当該ツールの写し等を提出いただく形でも差支えありません。

◆申請時の確認ポイント

《削減計画に関する要件》を満たした計画であるか、例と併せて、申請時に確認するポイントを示します。

a 基準年度及び目標年度：

- ・基準年度は2013年度又は2023年度のどちらとなっているか。
※別の年度としたい場合は、浜松市カーボンニュートラル推進事業本部までご相談ください。
- ・目標年度は2030年度であるか。
- ・温室効果ガス排出量全体の目標か、電気由来の温室効果ガス排出量の目標かしめしてあるか。

b 基準年度に対する削減目標：以下のいずれかを満たしているか。

温室効果ガス全体の削減目標	平成25年度比（2013年度比）△53% または 令和5年度比（2023年度比）△21%
電気由来の温室効果ガス削減目標	平成25年度比（2013年度比）△55% または 令和5年度比（2023年度比）△28%

c 基準年度の排出量：

基準年度の温室効果ガス排出量（電気由来でも可）が示されているか。

d 目標年度の排出量：

目標年度（2030年度）の目標排出量（電気由来でも可）が示されているか。

e 各年度での削減取組：

温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組について、年度ごとに示されているか。

<例1：しずおかGXサポート（静岡銀行、浜松いわた信用金庫）>

温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1+2)の削減目標設定シート

このシートでは温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1+2)の削減目標を設定します。基準とする年度からゴールの年度までの目標削減率を入力すると、年次/月次の目標を自動算出することができます。「③削減計画」欄には、どのような手段でGHG排出量を削減するかを、計画として入力することができます。当該年度の実績と比較し、削減取組みの進捗管理にお使いください。

項目番号①から④のガイドに沿って設定してください。

温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1+2)の年度目標設定

① 基準年度、ゴール年度を選択し、「**実績データ取得**」ボタンを押してください。

② 基準年度の排出量に対するゴール年度での目標削減率を入力してください。目標達成に向けた毎年の排出量(目安)を算出します。

③ ②で算出した排出量(目安)になるよう、毎年の削減計画を立てます。削減量(目安)は②の値から自動計算されます。その削減量を目安として、どの施策によって温室効果ガス(GHG)排出量を削減していくか **黄色セルに削減量** を記入してください。

④ 目標設定

削減計画を登録する場合は、「削減計画の登録」ボタンを押してください。目標値を修正する場合は、③の黄色セルの削減量を変更してください。

セルの説明
 ● 自由に入力できます
 ● 選択項目から選んでください
 ● 自動的に設定されます

表1. 排出量(t-CO2)の目安(目標設定の参考値)

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
排出量(実績)	222	95	222	207	193	178	163	149	134	120			
排出量(目安)													

表2. 年度別 施策別 GHG排出量(Scope1+2)の削減目標(t-CO2)

施策分類	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
削減量(実績)	-127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
削減量(目安)	-127	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
運用改善による省エネ		1	1	1	1	1	1						
設備導入による省エネ					5	5							
再エネ設備(PV)の導入			10										
再エネ電力購入													
オフセット調達※								19					
その他施策(施策未定)													
削減量(目標)	0	1	11	6	6	1	0	19					
目標達成への過不足	0	-14	-17	-26	-34	-48	-62	-58					

削減量(目標) 222 221 210 204 198 197 197 178 163 149 134 120

年度ごとの削減率 -134% 0% 5% 3% 3% 1% 0%

※ オフセット調達は実際の削減ではないため、次年度以降で改めて削減の施策が必要となります。

<例2：参考様式 浜松市脱炭素経営設備導入支援事業 温室効果ガス排出削減計画>

参考様式：浜松市脱炭素経営設備導入支援事業 温室効果ガス排出削減計画

こちらの様式は、「浜松市脱炭素経営設備導入支援事業」の交付申請において、ご利用いただける様式になります。
 「温室効果ガス(GHG)排出量の年度目標設定」及び「年度別 削減取組別 GHG排出量の削減計画」について記入してください。

※セルの説明
 自由に入力できます
 選択項目から選んでください
 自動的に設定されます。

<対象設備を設置する事業所 概要>

事業者名
対象事業所
事業概要

<温室効果ガス(GHG)排出量の年度目標設定>

基準年度	年度	a	※基準年度は2013年度もしくは2023年度とすること。
目標年度	年度		※目標年度は2030年度とすること。
基準年度の排出量に対する目標年度での目標削減率	%	b	※交付要綱第5条第2項を満たす削減目標を設定すること。
削減目標の設定		a	※削減目標の設定として、全体が電気由来か選択すること。

参考：排出量(t-CO2)の目安

年度	基準年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
排出量(実績)									
排出量(目安)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

<年度別 削減取組別 GHG排出量の削減計画(t-CO2)>

削減取組	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
削減量(目安)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運用改善による省エネ								
設備導入による省エネ								
再生設備(PV)の導入								
再生電力購入								
オフセット調達								
その他取組①								
その他取組②								
その他取組③								
削減量(目標)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
排出量(目標)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年度ごとの削減率		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

<備考> ※上記の記載内容において補足事項等あれば、適宜記載すること。

--

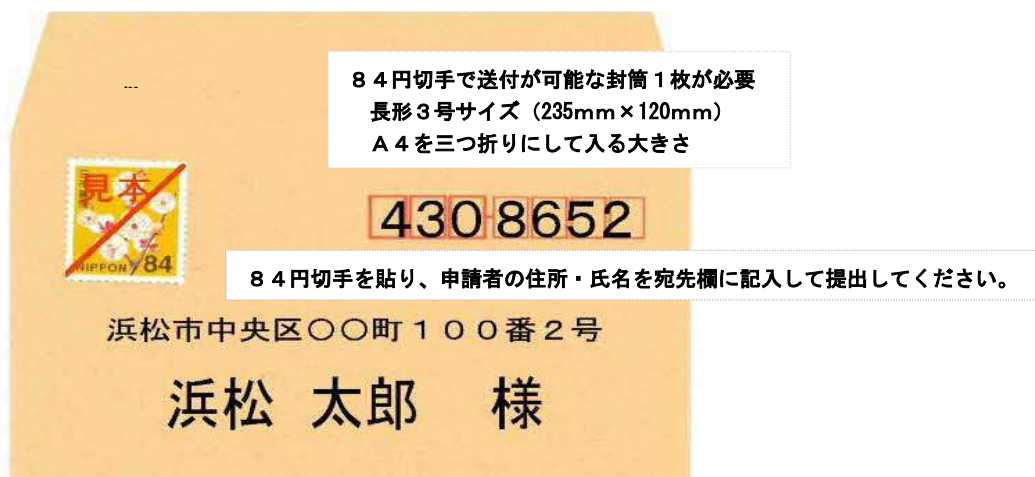
④ 提出方法

申請方法については、前述の（２）交付申請の提出書類を揃えて「窓口へ直接持参」してください。また申請結果に関して、「交付決定通知書（第 3 号様式）」もしくは「不交付決定通知書（第 4 号様式）」を郵送にて返信いたしますので、返信用封筒を併せて、提出してください。

●返信用封筒について

必ず封筒（長形 3 号など）に 84 円切手を貼ってください。

（令和 6 年 10 月 1 日からは 110 円切手になりますのでご注意ください。）



【提出先】

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部

住所：浜松市中央区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本庁舎 6 階

電話：053-457-2502 / FAX：050-3730-8104

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

★受付時間は、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

ア 注意事項

- ・提出書類については、受付を行う前に記載内容に不備がないか、添付書類が不足していないか、市担当者が確認します。確認作業が完了次第、受付としますので、ご承知おきください。
- ・提出書類の確認が完了しない間に、他の申請者の書類が先に確認できた場合には、受付の順番が前後することがありますので、十分に確認した上で申請してください。
- ・本市からの申請内容の確認連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合は、審査期間が長期化するほか、補助金が交付できない場合があります。
- ・消費税は補助金の対象外です。交付申請書や事業計画書等の金額は、すべて消費税抜きで記載してください。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 補助金交付決定

申請書の内容が交付の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付額を定めた交付決定通知書（第3号様式）を申請者宛てに郵送します。補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という）は、交付決定通知書に記載された交付の条件に従い、補助対象事業を実施してください。

申請内容が適当でないと判断した場合は、不交付決定通知書（第4号様式）を申請者宛てに郵送します。

●留意事項

交付決定通知の前に補助対象事業に係る発注・契約や工事を実施した場合は補助金の対象となりませんのでご注意ください。

3 交付決定後の手続き

(1) 補助対象事業の実施

① 事業の実施期限

令和7年2月14日（金）まで

【事業が上記の期日までに完了しない場合】

ア やむを得ない事由により実施期限までに事業を完了できないと見込まれる場合には、速やかに電話により浜松市カーボンニュートラル推進事業本部まで申し出てください。

イ 併せて、遅延報告書（第9号様式）に遅延の原因及び内容、遅延に対して採った措置、補助事業の実施スケジュール及び完了予定年月日等の詳細を記載の上、令和6年12月20日（金）までに浜松市カーボンニュートラル推進事業本部まで提出してください。

※令和6年12月20日（金）以降に事業を完了できないと判明した場合には、速やかに電話により浜松市カーボンニュートラル推進事業本部まで報告くださいますようお願いいたします。

(2) 変更承認申請（該当する場合のみ）

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、事前に電話で連絡の上、速やかに補助事業変更申請書（第5号様式）及び事業内容の変更が確認できる書類を浜松市カーボンニュートラル推進事業本部まで提出してください。

補助事業変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更を適当と認めるときは、補助事業変更承認通知書（第6号様式）により補助対象者に通知します。必要に応じて、変更承認の内容に条件を付す場合がございます。

(3) 実績報告書及び請求書

① 提出期限

令和7年2月14日（金）17時まで（厳守）

※提出期限に限らず、補助事業を完了したときは、設置完了日から30日以内に、補助事業実績報告書（第8号様式）及び以下の「(2) 実績報告の提出書類」を提出してください。

② 実績報告の提出書類

No	提出書類	提出
第8号様式		
1	第8号様式	必須
2	第8号様式別紙	必須
対象設備に関する資料【共通】		
3	契約書（発注書）の写し ※交付決定日以降に契約行為を行ったことが確認できること	必須
4	請求書の写し	必須
5	支払いを確認できる領収書又は払込金受取書等の写し ※支払い完了が実績報告書の提出期限内であること	必須
6	対象設備の保証書の写し	必須
7	対象設備の仕様書	必須
対象設備に関する資料【太陽光発電設備】		
8	メーカー発行の出力対比表等 ※太陽光パネルの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値が分かるもの	必須
9	発電設備の系統連系に関する申込みの写し	余剰売電の場合
10	年間の想定発電量、年間の消費電力量、年間の想定売電量（売電を行う場合のみ）が分かる資料（任意様式）	必須
対象設備に関する資料【定置用蓄電池】		
11	新規設備の仕様が分かる書類 ※蓄電容量（kWh）及び電気容量（Ah・セル）が分かるもの	必須
対象設備に関する資料【高効率空調設備】		
12	既存及び新規設備の仕様が分かる書類 ※各機器の定格能力（kW）及び消費電力（kW）が分かるもの	必須
13	既存設備と比較して 30%以上省 CO2 効果が得られると確認できる書類	必須
対象設備に関する資料【高効率照明設備】		
14	既存及び新規設備の仕様が分かる書類 ※調光制御機能を有する LED であることが分かるもの	必須
日付入り写真		
15	設置箇所 ※対象設備の全景が分かるもの	必須
16	対象設備の型番及び製造番号が確認できる銘板	必須

No	提出書類	提出
第三者所有の場合		
17	本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	第三者所有の場合
18	サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されていることを証明できる書類	第三者所有の場合
その他		
19	その他市長が必要と認める書類	必要な場合

③ 請求書の提出

支払請求書（第 11 号様式）を補助事業実績報告書（第 8 号様式）と併せて、提出してください。

●留意事項

- ・日付について、必ず空欄のまま提出してください。
- ・請求金額については、実績報告書（第 8 号様式）に記載した「交付確定を受けたい額」を記載するようにお願いします。

④ 提出方法

提出方法については、上記の（2）実績報告の提出書類及び（3）請求書を揃えて「窓口に直接持参」してください。また、実績報告の審査後、「交付確定通知書（第 10 号様式）」を郵送にて返信いたしますので、返信用封筒を併せて、提出してください（交付申請時と同様）。

【提出先】

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部

住所：浜松市中央区元城町 103 番地の 2 浜松市役所本庁舎 6 階

電話：053-457-2502 / FAX：050-3730-8104

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

★受付時間は、月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

⑤ 注意事項

- ・記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、実績報告を受付できない場合がありますので、十分に提出書類の内容を確認してください。
- ・本市からの実績報告内容の確認連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかにご対応ください。対応いただけない場合は、審査期間が長期化するほか、補助金の交付できない場合があります。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、あらかじめご了承ください。

●補助金の額の確定及び支払いについて

実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付額確定通知書を郵送するとともに、支払請求書で指定された口座へ補助金を振り込みます。

※補助金の確定額は交付決定額が上限となります。

4 補助金の支払後の手続き

(1) 補助金の取消や返還等

補助事業者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部について取消し又は変更することがあります。

- ① 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
- ② 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ③ 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合
- ④ 中止届出書（第7号様式）が提出された場合
- ⑤ 「3 3.（1）事業の実施期限」内に、補助事業実績報告書を市に提出しない場合
- ⑥ 本市からの書面審査又は現地調査を正当な理由なく拒んだ場合
- ⑦ 上記①～⑥に掲げる場合のほか、交付決定以後に、補助事業の全部又は一部を継続できなくなった場合

(2) 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、交付額決定通知のあった翌年度から起算して15年間保存してください。

ただし、所得財産等のうち、取得価格が単価50万円を超えるものについては、当該設備の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」が定める財産処分期間を経過しない間、財産管理台帳その他関係書類を保存してください。

(3) 処分の制限について

取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超えるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める次の期間において処分が制限されます。

補助事業者が当該期間内に取得財産等を処分する場合は、事前に浜松市カーボンニュートラル推進事業本部へ財産処分承認申請書（第15号様式）を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、処分の承認にあたっては、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

<法定耐用年数の一例>

対象設備	減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 区分				処分制限期間
	別表第二 機械及び装置の耐用年数表		電気業用設備	その他の設備	
太陽光発電設備	別表第二 機械及び装置の耐用年数表		電気業用設備	その他の設備 主として金属製のもの	17年
定置用蓄電池	別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
高効率空調設備	別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表	建物附属設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備 (冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)	13年
				その他のもの	15年
高効率照明設備	別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	その他のもの	15年

※上記は一般的な設備の場合での処分制限期間を記載しております。製品によっては、異なる場合もございますので、ご注意ください。

処分制限期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「財産処分承認申請書(第15号様式)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要があるため、ご注意ください。なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額を免除することもあります。

(4) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から令和13年度の間、前年1年間の補助対象設備の稼働状況や策定した温室効果ガス排出量削減計画に対する当該事業所等の削減状況等に関して、事業報告書（第18号様式）にて浜松市カーボンニュートラル推進事業本部まで報告していただきます。

① 提出期限

毎年度4月末まで

※令和6年度に設備導入した場合は、1回目の提出について、令和7年4月30日（木）までに提出していただきます。

※本市より報告内容と併せて補助事業者へ提出していただくよう依頼します。

② 事業報告の提出書類

事業報告書（第18号様式）及び根拠資料を提出してください。

③ 提出方法（予定）

提出方法については次のいずれかを可能とします。

- ア 窓口に直接持参
- イ 郵送での提出
- ウ メールでの提出

【提出先】

浜松市 カーボンニュートラル推進事業本部

住所：浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本庁舎6階

電話：053-457-2502 / FAX：050-3730-8104

Eメール：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

★受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（祝日・年末年始を除く）

別紙「設備の要件」

設備	要件
太陽光発電設備	<p>(1) 事業所の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であるもの。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW以上であること。</p> <p>※既設設備がある場合、出力の増加分(10kW以上)を対象とする。</p> <p>(3) 自立運転機能を有しているもの。</p> <p>(4) 発電量を計測できる機器を備えること。</p> <p>(5) 本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(7) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。</p> <p>(8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。</p> <p>(9) PPAの場合、PPA事業者(需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(10) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(11) 本補助事業により導入する再エネ発電設備で発電して需要家の敷地内で消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p>
定置用蓄電池	<p>(1) 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(2) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4) 次に定める価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>家庭用(4,800Ah・セル未満) : 14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p> <p>業務用(4,800Ah・セル以上) : 16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p> <p>※kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てて算定する。</p> <p>(5) PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p>

	<p>を具備すること。</p> <p>(6) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(7) 業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）を導入する場合は、浜松市の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>(8) 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）を導入する場合は、申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、（一社）環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。</p>
高効率空調設備	<p>(1) 既存設備からの更新導入に限る。</p> <p>(2) 従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。</p>
高効率照明設備	<p>(1) 既存設備からの更新導入に限る。</p> <p>(2) 調光制御機能を有する LED に限る。</p>